

令和7年12月2日開会

✱✱✱✱✱✱✱✱✱✱✱✱✱✱✱✱✱✱✱✱✱✱✱✱✱✱✱✱✱✱✱✱

令和 7 年 第 4 回

杵築市議会定例会議案

❖ ❖

目 次

議案第 1 0 5 号	令和 7 年度杵築市一般会計補正予算（第 8 号）	－ 補 正 予 算 書 1 ペ ー ジ －
議案第 1 0 6 号	令和 7 年度杵築市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第 2 号）	－ 補 正 予 算 書 11 ペ ー ジ －
議案第 1 0 7 号	令和 7 年度杵築市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	－ 補 正 予 算 書 15 ペ ー ジ －
議案第 1 0 8 号	令和 7 年度杵築市水道事業会計補正予算（第 2 号）	－ 補 正 予 算 書 19 ペ ー ジ －
議案第 1 0 9 号	令和 7 年度杵築市下水道事業会計補正予算（第 2 号）	－ 補 正 予 算 書 21 ペ ー ジ －
議案第 1 1 0 号	杵築市印鑑条例の一部改正について	－ 議 案 書 5 ペ ー ジ －
議案第 1 1 1 号	杵築市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	－ 議 案 書 7 ペ ー ジ －
議案第 1 1 2 号	杵築市未来へつなぐ基金条例の制定について	－ 議 案 書 10 ペ ー ジ －

議案第 1 1 3 号 杵築市税条例の一部改正について

－ 議 案 書 13 ペ ー ジ －

議案第 1 1 4 号 杵築市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

－ 議 案 書 19 ペ ー ジ －

議案第 1 1 5 号 杵築市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

－ 議 案 書 21 ペ ー ジ －

議案第 1 1 6 号 杵築市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

－ 議 案 書 23 ペ ー ジ －

議案第 1 1 7 号 杵築市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

－ 議 案 書 26 ペ ー ジ －

議案第 1 1 8 号 杵築市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

－ 議 案 書 29 ペ ー ジ －

議案第 1 1 9 号 杵築市火入れに関する条例の一部改正について

－ 議 案 書 47 ペ ー ジ －

議案第 1 2 0 号 杵築市小学校設置条例の一部改正について

－ 議 案 書 49 ペ ー ジ －

- 議案第 1 2 1 号 杵築市ケーブルネットワーク施設の指定管理者の
指定について - 議案書 53 ページ -
- 議案第 1 2 2 号 杵築市東山香地区グラウンドの指定管理者の指定
について - 議案書 55 ページ -
- 議案第 1 2 3 号 杵築市山浦地区グラウンドの指定管理者の指定に
ついて - 議案書 57 ページ -
- 議案第 1 2 4 号 杵築市向野地区グラウンドの指定管理者の指定に
ついて - 議案書 59 ページ -
- 議案第 1 2 5 号 杵築ふるさと産業館の指定管理者の指定について
- 議案書 61 ページ -
- 議案第 1 2 6 号 杵築市大田横岳自然公園の指定管理者の指定につ
いて - 議案書 63 ページ -
- 議案第 1 2 7 号 風の郷パークゴルフ場の指定管理者の指定につい
て - 議案書 65 ページ -
- 議案第 1 2 8 号 杵築市地域活性化センターの指定管理者の指定に
ついて - 議案書 67 ページ -
- 議案第 1 2 9 号 杵築市漁船漁業用作業保管施設の指定管理者の指
定について - 議案書 69 ページ -

議案第 1 3 0 号 市営住宅等の指定管理者の指定について

－ 議 案 書 71 ペ ー ジ －

議案第 1 3 1 号 杵築市社会教育文化財施設の指定管理者の指定について

－ 議 案 書 73 ペ ー ジ －

報告第 2 5 号 専決処分の承認を求めることについて
(令和 7 年度杵築市一般会計補正予算 (第 7 号)
)

－ 議 案 書 75 ペ ー ジ －

報告第 2 6 号 専決処分の報告について

－ 議 案 書 76 ペ ー ジ －

議案第 1 1 0 号

杵築市印鑑条例の一部改正について

杵築市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 1 2 月 2 日 提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市印鑑条例の一部を改正する条例

杵築市印鑑条例（平成１７年杵築市条例第１７号）の一部を次のように改正する。

第１２条の２第１号中「第１２条の２第４項第２号ロ」を「第１２条の２第４項第３号ロ」に改める。

附 則

この条例は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和７年法律第４６号）の施行の日から施行する。

議案第 1 1 1 号

杵築市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用
弁償等に関する条例の一部改正について

杵築市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関
する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 1 2 月 2 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用
弁償等に関する条例の一部を改正する条例

杵築市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例（平成１７年杵築市条例第３６号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

学校医	幼稚園	年額１園当たり	３２，０００円
	小学校	年額１校当たり	６２，０００円
	中学校	年額１校当たり	６２，０００円
学校歯科医	幼稚園	年額１園当たり	３２，０００円
	小学校	年額１校当たり	６２，０００円
	中学校	年額１校当たり	６２，０００円

」

を

「

学校医	幼稚園	年額１園当たり	３２，０００円
		年額１人当たり	８０円
	小学校	年額１校当たり	６２，０００円
		年額１人当たり	８０円
	中学校	年額１校当たり	６２，０００円
		年額１人当たり	８０円
学校歯科医	幼稚園	年額１園当たり	３２，０００円
		年額１人当たり	８０円
	小学校	年額１校当たり	６２，０００円
		年額１人当たり	８０円

	中学校	年額 1 校当たり	6 2 , 0 0 0 円
		年額 1 人当たり	8 0 円

」

に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 1 1 2 号

杵築市未来へつなぐ基金条例の制定について

杵築市未来へつなぐ基金条例を次のように定める。

令和 7 年 1 2 月 2 日 提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市未来へつなぐ基金条例

(設置)

第1条 別杵速見地域広域市町村圏事務組合秋草葬斎場未来へつなぐ基金を財源として交付された助成金を活用し、未来を担うこどもたちへの助成等を通じて住民の福祉の増進を図るため、杵築市未来へつなぐ基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、前条の助成金の額のうち一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に定める目的のためにその全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 1 1 3 号

杵築市税条例の一部改正について

杵築市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 1 2 月 2 日 提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市税条例の一部を改正する条例

杵築市税条例（平成１７年杵築市条例第８０号）の一部を次のように改正する。

第３４条の２中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第３６条の２第１項ただし書中「若しくは法第３１４条の２第４項」を「、法第３１４条の２第４項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第１項第１２号に規定する特定親族をいう。第３６条の３の２第１項第３号及び第３６条の３の３第１項において同じ。）（前年の合計所得金額が８５万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。

第３６条の３の２第１項第３号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第３６条の３の３第１項中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が８５万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第３号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

附則第１４条の６の２の次に次の１条を加える。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第１４条の６の３ 令和８年４月１日以後に第９２条の２第１項の売渡し又は同条第２項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第９２条第１号オに掲げる加熱式たばこをいい、第９３条の２の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第９４条第１項の製造たばこの本数は、同条第３項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に

応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第9条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

（1） 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。）当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

（2） 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その

合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

（1） 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

（2） 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、附則第14条の6の2の次に1条を加える改正規定及び附則第3条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の杵築市税条例（以下「新条例」という。）第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条

例第 36 条の 2 第 1 項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第 1 項第 12 号に規定する特定親族をいう。第 36 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号及び第 36 条の 3 の 3 第 1 項において同じ。）（前年の合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第 36 条の 3 の 2 第 1 項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第 36 条の 2 第 1 項ただし書に規定する給与について提出する新条例第 36 条の 3 の 2 第 1 項及び第 3 項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の杵築市税条例（以下「旧条例」という。）第 36 条の 2 第 1 項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第 36 条の 3 の 2 第 1 項及び第 3 項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新条例第 36 条の 3 の 3 第 1 項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 203 条の 6 第 1 項に規定する公的年金等（同法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第 36 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第 36 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第 3 条 次項に定めるものを除き、附則第 1 条ただし書に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第 14 条の 6 の 3 第 1 項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、

なお従前の例による。

- 2 令和 8 年 4 月 1 日から同年 9 月 3 0 日までの間に、杵築市税条例第 9 2 条の 2 第 1 項の売渡し又は同条第 2 項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第 9 4 条第 1 項の製造たばこの本数は、同条第 3 項及び新条例附則第 1 4 条の 6 の 3 の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 杵築市税条例第 9 4 条第 3 項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第 1 4 条の 6 の 3 第 1 項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に 0.5 を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 新条例附則第 1 4 条の 6 の 3 の規定により換算した紙巻たばこの本数に 0.5 を乗じて計算した製造たばこの本数

- 3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に 1 本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

議案第 1 1 4 号

杵築市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

杵築市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 1 2 月 2 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

杵築市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年杵築市条例第２３号）の一部を次のように改正する。

第１０条第３項第１号中「保育士」の次に「（大分県が法第１８条の２７第１項に規定する認定地方公共団体である場合には、保育士又は大分県の区域に係る法第１８条の２９に規定する地域限定保育士）」を加える。

第１２条中「第３３条の１０各号」を「第３３条の１０第１項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 1 1 5 号

杵築市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業
の運営に関する基準を定める条例の一部改正につい
て

杵築市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関
する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 1 2 月 2 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業
の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例

杵築市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成２６年杵築市条例第２１号）の一部を次のように改正する。

第１５条第１項第１号中「この号及び次号において」を削る。

第２５条中「第３３条の１０各号」を「第３３条の１０第１項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第２７条の２第１項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第２８条第２項において準用する認定こども園法第２７条の２第１項各号）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 1 1 6 号

杵築市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

杵築市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 1 2 月 2 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

杵築市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年杵築市条例第２２号）の一部を次のように改正する。

第１２条中「第３３条の１０各号」を「第３３条の１０第１項各号」に改める。

第１７条第２項中「児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断」を「次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和４０年法律第１４１号）第１２条又は第１３条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）」に、「健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の」を「健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる」に、「利用開始時の」を「同欄に掲げる」に、「児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断」を「それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等」に改め、同項に次の表を加える。

児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

第２３条第２項中「した保育士」の次に「（大分県が法第１８条の２７第１項に規定する認定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）である場合には、保育士又は大分県の区域に

係る法第 18 条の 29 に規定する地域限定保育士（以下「地域限定保育士」という。）」を加える。

第 29 条第 1 項中「保育士」の次に「(大分県が認定地方公共団体である場合には、保育士又は大分県の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）」を加える。

第 31 条第 1 項中「保育士」の次に「(大分県が認定地方公共団体である場合には、保育士又は大分県の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）」を加え、「次項」を「以下この条」に改める。

第 44 条第 1 項中「保育士」の次に「(大分県が認定地方公共団体である場合には、保育士又は大分県の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）」を加える。

第 47 条第 1 項中「限る。」の次に「以下この条及び」を、「この条」の次に「及び次条」を、「保育士」の次に「(大分県が認定地方公共団体である場合には、保育士又は大分県の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）」を加え、「次項」を「以下この条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 1 1 7 号

杵築市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部改正について

杵築市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定め
る条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 1 2 月 2 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

杵築市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和 7 年杵築市条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条の見出しを「（乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件）」に改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第 1 0 条の見出し及び同条第 1 項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第 1 3 条の見出し中「防止」を「禁止」に改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に、「第 3 3 条の 1 0 各号」を「第 3 3 条の 1 0 第 1 項各号」に改める。

第 1 6 条第 6 号中「乳児、幼児の区分ごとの」を削り、同条第 7 号中「、終了」を「及び終了」に、「及び」を「その他の」に改める。

第 1 8 条第 1 項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第 2 0 条第 3 項中「係る利用定員」の次に「（子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）第 2 7 条第 1 項又は第 2 9 条第 1 項の確認において定める利用定員をいう。）」を加える。

第 2 2 条第 1 項中「保育士」の次に「（大分県が法第 1 8 条の 2 7 第 1 項に規定する認定地方公共団体である場合には、保育士又は大分県の区域に係る法第 1 8 条の 2 9 に規定する地域限定保育士。以下この条において同じ。）」を加え、同条の次に次の 1 条を加える。

（設備及び職員の基準の特例）

第 22 条の 2 子ども・子育て支援法第 30 条第 1 項第 4 号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前 2 条の規定は適用しない。

第 26 条後段を削る。

第 27 条中「及びその」の次に「乳児等通園支援事業所の」を加える。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 13 条の改正規定（「第 33 条の 10 各号」を「第 33 条の 10 第 1 項各号」に改める部分に限る。）及び第 22 条第 1 項の改正規定は、公布の日から施行する。

議案第 1 1 8 号

杵築市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準
を定める条例の制定について

杵築市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を次のように定める。

令和 7 年 1 2 月 2 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準 を定める条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準（第3条）

第2節 運営に関する基準（第4条―第32条）

第3章 雑則（第33条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3において準用する法第46条第3項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業（特定乳児等通園支援（法第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下同じ。）を行う事業をいう。以下同じ。）の運営に関する基準を定めるものとする。

（一般原則）

第2条 特定乳児等通園支援事業者（法第54条の3に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子ども（法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）

）の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。

- 3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、特定教育・保育施設等（法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

第3条 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員（法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども（法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。）が当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの

利用定員を定めるものとする。

第2節 運営に関する基準

(面談)

第4条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況及び当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第19条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

(正当な理由のない提供拒否の禁止)

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者（法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。）から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(あっせん及び要請に対する協力)

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の3において準用する法第

54条第1項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認）

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

（乳児等支援給付認定の申請に係る援助）

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第1項の認定（以下この条において「乳児等支援給付認定」という。）を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等（法第56条第1項に規定する教育・保育等をいう。）の利用の状況の把握に努めなければならない。

（特定教育・保育施設等との連携）

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される法第27条第1項に規定する特定

教育・保育及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

（特定乳児等通園支援の提供の記録）

第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

（支払）

第12条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第30条の20第5項（法第30条の21第3項において準用する場合を含む。）の規定により市町村が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。）を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第30条の20第3項に規定する額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護

者から受けることができる。

- (1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用
- (2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用
- (3) 食事の提供に要する費用
- (4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項及び第3項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第3項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

（特定乳児等通園支援の取扱方針）

- 第14条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

（特定乳児等通園支援に関する評価等）

- 第15条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

（相談及び援助）

- 第16条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第17条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(乳児等支援給付認定保護者に関する市町村への通知)

第18条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(運営規程)

第19条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第22条において「運営規程」という。）を定めておかななければならない。

- (1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する特定乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員
- (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法

(9) 非常災害対策

(1 0) 虐待の防止のための措置に関する事項

(1 1) その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要
事項

(勤務体制の確保等)

第 2 0 条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第 2 1 条 特定乳児等通園支援事業者は、第 3 条第 1 項の規定により定める 1 時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

(掲示等)

第 2 2 条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第 1 2 条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によ

って直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)により公衆の閲覧に供しなければならない。

(乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第23条 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第12条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第24条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(秘密保持等)

第25条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第26条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児

等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

（利益供与等の禁止）

第27条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

（苦情解決）

第28条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族

(以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。)
からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 5 特定乳児等通園支援事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第29条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第30条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
 - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
 - (3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。
- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
 - 3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
 - 4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第31条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第32条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第14条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の

提供に当たっての計画

- (2) 第11条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録
- (3) 第18条の規定による市町村への通知に係る記録
- (4) 第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第30条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第3章 雑則

(電磁的記録等)

第33条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子

情報処理組織をいう。以下この条において同じ。) を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。

)をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項

を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から第5項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供

する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、第5項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 1 1 9 号

杵築市火入れに関する条例の一部改正について

杵築市火入れに関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 1 2 月 2 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市火入れに関する条例の一部を改正する条例

杵築市火入れに関する条例（平成１７年杵築市条例第１５９号）の一部を次のように改正する。

第１４条第１項中「、乾燥注意報又は」を「若しくは乾燥注意報が発表され、又は林野火災に関する注意報若しくは」に改め、同項ただし書を削り、同条第２項本文中「とき」を「場合」に、「、乾燥注意報」を「若しくは乾燥注意報が発表され、若しくは林野火災に関する注意報」に改め、同項ただし書を削る。

附 則

この条例は、令和８年１月１日から施行する。

議案第 1 2 0 号

杵築市小学校設置条例の一部改正について

杵築市小学校設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 1 2 月 2 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市小学校設置条例の一部を改正する条例

杵築市小学校設置条例（平成１７年杵築市条例第１９２号）の一部を次のように改正する。

別表杵築市立立石小学校の項を削る。

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和８年４月１日から施行する。

（杵築市行政財産使用料条例の一部改正）

- 杵築市行政財産使用料条例（平成１７年杵築市条例第８４号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

杵築市立 杵築小学 校	体育館	午前９時 から 午後１０ 時まで	１時間につ き ２８０円	１ １時間未 満の使用時 間は１時間 として算定 する。
杵築市立 東小学校 杵築市立 大内小学 校 杵築市立 八坂小学 校 杵築市立 北杵築小 学校	運動場	午前９時 から 午後１０ 時まで	１時間につ き １１０円	２ 大田小学 校の夜間照 明施設の利 用時間は、 午後１０時 までとし、 利用料は１ 時間につき ３，７９０

杵築市立 豊洋小学 校 杵築市立 護江小学 校 杵築市立 山香小学 校 杵築市立 立石小学 校 杵築市立 大田小学 校				円とする。 3 利用者が 他市町村の 住民等の場 合は、使用 料の１００ ％を加算す る。ただし 、大田小学 校の夜間照 明施設を除 く。
---	--	--	--	--

」

を

「

杵築市立 杵築小学 校 杵築市立 東小学校 杵築市立 大内小学 校 杵築市立 八坂小学	体育館	午前９時 から 午後１０ 時まで	１時間につ き ２８０円	1 １時間未 満の使用時 間は１時間 として算定 する。
	運動場	午前９時 から 午後１０ 時まで	１時間につ き １１０円	2 大田小学 校の夜間照 明施設の利 用時間は、 午後１０時

校				までとし、
杵築市立				利用料は1
北杵築小				時間につき
学校				3, 790
杵築市立				円とする。
豊洋小学				3 利用者が
校				他市町村の
杵築市立				住民等の場
護江小学				合は、使用
校				料の100
杵築市立				%を加算す
山香小学				る。ただし
校				、大田小学
杵築市立				校の夜間照
大田小学				明施設を除
校				く。

」

に改める。

議案第 1 2 1 号

杵築市ケーブルネットワーク施設の指定管理者の指定について

次のとおり杵築市ケーブルネットワーク施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 1 2 月 2 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

1 公の施設の名称

杵築市ケーブルネットワーク施設

2 指定管理者となる団体の名称

一般財団法人 杵築市総合振興センター

3 指定管理者となる団体の住所

大分県杵築市大字杵築 3 7 7 番地 1

4 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで

議案第 1 2 2 号

杵築市東山香地区グラウンドの指定管理者の指定に
ついて

次のとおり杵築市東山香地区グラウンドの指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 1 2 月 2 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

1 公の施設の名称

杵築市東山香地区グラウンド

2 指定管理者となる団体の名称

東山香地区住民自治協議会

3 指定管理者となる団体の住所

大分県杵築市山香町大字広瀬 3 1 1 番地 8

4 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで

議案第 1 2 3 号

杵築市山浦地区グラウンドの指定管理者の指定について

次のとおり杵築市山浦地区グラウンドの指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 1 2 月 2 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

- 1 公の施設の名称
杵築市山浦地区グラウンド
- 2 指定管理者となる団体の名称
山浦地区まちづくり推進協議会
- 3 指定管理者となる団体の住所
大分県杵築市山香町大字山浦 2 5 0 8 番地
- 4 指定の期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで

議案第 1 2 4 号

杵築市向野地区グラウンドの指定管理者の指定について

次のとおり杵築市向野地区グラウンドの指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 1 2 月 2 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

- 1 公の施設の名称
杵築市向野地区グラウンド
- 2 指定管理者となる団体の名称
向野地区住民自治協議会
- 3 指定管理者となる団体の住所
大分県杵築市山香町大字向野 2 6 3 9 番地
- 4 指定の期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで

議案第 1 2 5 号

杵築ふるさと産業館の指定管理者の指定について

次のとおり杵築ふるさと産業館の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 1 2 月 2 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

- 1 公の施設の名称
杵築ふるさと産業館
- 2 指定管理者となる団体の名称
一般財団法人 杵築市総合振興センター
- 3 指定管理者となる団体の住所
大分県杵築市大字杵築 3 7 7 番地 1
- 4 指定の期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで

議案第 1 2 6 号

杵築市大田横岳自然公園の指定管理者の指定について

次のとおり杵築市大田横岳自然公園の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 1 2 月 2 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

1 公の施設の名称

杵築市大田横岳自然公園

2 指定管理者となる団体の名称

特定非営利活動法人大分宇宙科学協会

3 指定管理者となる団体の住所

大分県速見郡日出町大字川崎 4 8 9 1 番地 3

4 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

議案第 1 2 7 号

風の郷パークゴルフ場の指定管理者の指定について

次のとおり風の郷パークゴルフ場の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 1 2 月 2 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

1 公の施設の名称

風の郷パークゴルフ場

2 指定管理者となる団体の名称

杵築市パークゴルフ協会

3 指定管理者となる団体の住所

大分県杵築市山香町大字倉成 3 2 2 6 番地 1

4 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで

議案第 1 2 8 号

杵築市地域活性化センターの指定管理者の指定について

次のとおり杵築市地域活性化センターの指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 1 2 月 2 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

- 1 公の施設の名称
杵築市地域活性化センター
- 2 指定管理者となる団体の名称
公益社団法人杵築市地域活性化センター
- 3 指定管理者となる団体の住所
大分県杵築市山香町大字内河野 4 0 8 5 番地 1
- 4 指定の期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

議案第 1 2 9 号

杵築市漁船漁業用作業保管施設の指定管理者の指定
について

次のとおり杵築市漁船漁業用作業保管施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 1 2 月 2 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

1 公の施設の名称

杵築市漁船漁業用作業保管施設

2 指定管理者となる団体の名称

大分県漁業協同組合

3 指定管理者となる団体の住所

大分県大分市府内町3丁目5番7号

4 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議案第 1 3 0 号

市営住宅等の指定管理者の指定について

次のとおり市営住宅等の指定管理者を指定することについて、
地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の
規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 1 2 月 2 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

1 公の施設の名称

- (1) 松葉台住宅
- (2) 下原団地
- (3) 若宮第2団地
- (4) 俣水第2団地
- (5) 杓掛第2団地
- (6) さつきヶ丘住宅
- (7) 上市住宅

2 指定管理者となる団体の名称

大分県住宅供給公社

3 指定管理者となる団体の住所

大分県大分市城崎町1丁目2番3号

4 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議案第 1 3 1 号

杵築市社会教育文化財施設の指定管理者の指定について

次のとおり杵築市社会教育文化財施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 1 2 月 2 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

1 公の施設の名称

- (1) 杵築市きつき城下町資料館
(本館、中根邸、一松邸)
- (2) 杵築市杵築城
- (3) 杵築市大原邸
- (4) 杵築市佐野家
- (5) 杵築市重光家
- (6) 杵築市北浜口番所
- (7) 杵築市藩校模型学習館
- (8) 杵築市磯矢邸
- (9) 杵築市能見邸

2 指定管理者となる団体の名称

一般社団法人 杵築市観光協会

3 指定管理者となる団体の住所

大分県杵築市大字杵築 6 6 5 番地 1 7 2

4 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

報告第 2 5 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のように専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 7 年 1 2 月 2 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

令和 7 年度杵築市一般会計補正予算（第 7 号）・・・別冊

報告第 2 6 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のように専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 1 2 月 2 日提出

杵築市長 永 松 悟

専 決 処 分 書

本市職員が公務中に起こした物損事故について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年11月17日

杵築市長 永 松 悟

記

市は、相手方に与えた事故による損害賠償の額を次のとおり決定し、和解する。

1 損害賠償の相手方 住所 ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
氏名 ■■■■■■■■■■

2 事故発生年月日 令和7年10月14日

3 事故発生場所 杵築市山香町大字内河野
杵築市立山香小学校駐車場

4 事故原因・状況

上記場所にて、本市職員が除草作業中、飛び石が駐車中の相手方車両に当たり、車両左側三角窓ガラスを破損させた。

5 示談の内容及び損害賠償の額

市の過失割合は100%となり、市は、損害賠償金として、

相手方車両の修繕料 42,130 円を支払う。

